

# 平成28年1月から マイナンバー(個人番号) の利用が始まっています

平成28年1月からマイナンバーの利用が開始されています。それに伴い、社会保障や税、災害対策などの各種手続きにおいて、マイナンバーの記載・確認及び本人確認が必要です。

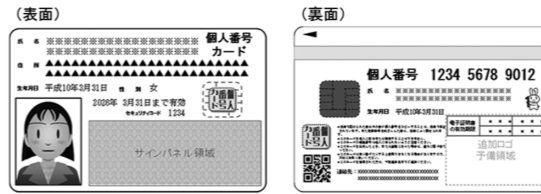
お手元に届いたマイナンバーの「通知カード」や、希望者へ申請により発行される「個人番号カード」は大切に保管し、必要な時に提示できるよう準備しておきましょう。

マイナンバーを記載する手続きでは  
窓口で「番号確認」と「本人確認」を行います

マイナンバーの利用事務などでマイナンバーを収集する際には、マイナンバーの悪用や個人情報の漏えいを防ぐため、厳格な「本人確認」が義務付けられています。したがって、今後マイナンバーを利用する手続きにおいては、マイナンバーの通知カードなどで行う「番号確認」と、運転免許証など

## 個人番号カードを持っている場合

番号確認と本人確認がカード1枚で可能。



※表面で本人確認、裏面で個人番号の確認ができます

## 個人番号カードを持っていない場合

番号確認と本人確認を別々の書類で行います。

### 本人確認

運転免許証または  
パスポートなど



### 番号確認

通知カードまたは  
住民票(マイナンバー付き)など



※本人確認の証明書として有効なもの例

#### ①写真付き身分証明書(1点で可)

運転免許証、運転経歴証明書、パスポートなど公的機関が発行した写真付き書類

#### ②写真付きでない場合(2点必要)

健康保険証、介護保険証、年金手帳など、公的機関が発行した通知書などで「氏名と住所」または「氏名と生年月日」が確認できるもの

で行う「本人確認」の2つの確認を行います。また、写真付きの身分証明書をもちでないかたは、健康保険証や介護保険証など2点以上の証明書を提示していただくこととなります。写真付きの身分証明書と

して、マイナンバーの「個人番号カード」を取得すれば、カード1枚で番号確認と本人確認を同時に行うことができます。個人番号カードは申請により、初回発行時は無料で取得できます。個人番号カードの作成方法については、お手元に届いている通知カードに同封のお知らせをご覧ください

生年金・雇用保険の手続きなど、法律で定められた範囲に限りマイナンバーを取り扱うようになります。町の手続きにおいても、申請書・届出書などにマイナンバーの記入欄があるもの(表1)については、マイナンバーの記載が必要となります。

また、住所や氏名が変わるときも、「通知カード」や「個人番号カード」に記載されている住所や氏名を変更しますのご持参ください。(町外への住所変更については、新しい住所地にカードをお持ちください)

お手元に届いてますか?  
マイナンバーの「通知カード」

平成27年10月以降、皆さんに順次、マイナンバーの「通知カード」が世帯主のかたあてに送付されています。「簡易書留」での送付となっているため、不在時は配達されず不在連絡票が投函されますが、一定期間を経過したものについては、役場へ戻ってきます。通知カードが届いているかご家族でもう一度ご確認いただき、お手元ない場合は町民生活課までお問い合わせください。

マイナンバー制度に  
便乗した詐欺に  
ご注意ください

マイナンバーの手続きで、お金の要求、口座番号や暗証番号、家族構成などを電話などで聞くことはありません。十分ご注意ください。

く、マイナンバー総合フリーダイヤル(下記)等へお問い合わせください。なお、マイナンバーを記載する手続きを代理人が行う場合は、たとえば家族であっても「委任状」などの代理権を確保できる書類の提出を求められたり、合わせて代理人の本人確認や申請者本人の番号確認などを行ったりする場合もありますので、手続きの際は、手続きに必要な書類などを事前に確認いただく、手続きをスムーズに行うことができます。

マイナンバーは  
どんなときに必要なの?

マイナンバーは各機関が管理する個人情報と同じ人の情報であることを正確かつスムーズに確認するための基盤として導入されました。現段階でマイナンバーが必要になる手続きは、社会保障、税、災害対策の分野で法律及び条例に定められた行政手続きのほか、民間事業者でも、年末調整などの源泉徴収事務や健康保険・厚

## ●町でマイナンバーが必要となる主な手続き (表1)

担当課	マイナンバー利用事務
町民生活課 ☎ 0224-53-2114	<ul style="list-style-type: none"> <li>国民健康保険に関する手続き</li> <li>子ども医療費助成に関する手続き</li> <li>母子・父子家庭医療費助成に関する手続き</li> <li>心身障害者医療費助成に関する手続き</li> <li>後期高齢者医療保険に関する手続き</li> </ul>
子ども家庭課 ☎ 0224-53-2251	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童手当に関する手続き</li> <li>児童扶養手当や特別児童扶養手当に関する手続き</li> <li>保育所等への入所や支給認定に関する手続き</li> </ul>
健康福祉課 ☎ 0224-53-2115	<ul style="list-style-type: none"> <li>障がい福祉に関する手続き</li> <li>介護保険に関する手続き</li> <li>未熟児養育医療に関する手続き</li> <li>母子健康手帳交付に関する手続き</li> </ul>
税務課 ☎ 0224-53-2113	<ul style="list-style-type: none"> <li>町税の減免に関する手続き</li> <li>償却資産の申告に関する手続き</li> </ul>

※上記の手続き以外にも個人番号が必要になる場合がありますので、詳細については担当課へご確認ください。

マイナンバー制度全般に関する問い合わせは…

マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120-95-0178

平日：午前9時30分～午後10時  
土日祝日：午前9時30分～午後5時30分

※一部IP電話などでつながらない場合は

- ・通知カード、個人番号カードについては ☎ 050-3818-1250
- ・その他の問い合わせについては ☎ 050-3816-9405



◎このページの問い合わせ先/マイナンバーの通知及び個人番号カードに関すること▶町民生活課☎ 0224-53-2114  
マイナンバー利用事務に関すること▶各利用事務の担当課へ  
その他制度に関すること▶企画財政課☎ 0224-53-2112